

# (仮称)宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会 第1回協議会 次第

日 時 平成18年7月10日  
午前10時～  
場 所 宇治市役所 8階 大会議室

## 開 会

1. 委員紹介
2. 仮議長の選出
3. 協 議

協議案第1号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約について  
協議案第2号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会役員の選出について

## 4. あいさつ

## 5. 議 事

議案第1号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会監査委員の選任について  
議案第2号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会規程について  
議案第3号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会専門部会規程について  
議案第4号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会事務局規程について  
議案第5号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議運営に関する要綱  
について  
議案第6号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議傍聴に関する要綱  
について  
議案第7号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員等の報酬及び費用  
弁償に関する規程について  
議案第8号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事等の旅費に関する  
規程について  
議案第9号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会平成18年度事業計画  
について  
議案第10号 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会平成18年度予算につ  
いて

## 6. そ の 他

## 閉 会

# 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会 第1回協議会資料

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約について	・・・	1
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会役員を選出について	・・・	4
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会監査委員の選任について	・・・	5
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会規程について	・・・	6
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会専門部会規程について	・・・	8
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会事務局規程について	・・・	10
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議運営に関する要綱について	・・・	12
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議傍聴に関する要綱について	・・・	14
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員等の 報酬及び費用弁償に関する規程について	・・・	16
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事等の 旅費に関する規程について	・・・	17
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会平成18年度事業計画について	・・・	18
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会平成18年度予算について	・・・	20
宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員名簿	・・・	23

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約（案）

（設置及び目的）

第1条 宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町（以下「関係市町」という。）は、合併した場合における新都市建設基本構想案策定及び基本的な問題等について協議するため、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

- （1）合併した場合における新都市建設基本構想案の策定に関する事項
- （2）合併に関わる調査研究に関する事項
- （3）その他合併に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- （1）関係市町の長
- （2）関係市町の議会の代表
- （3）関係市町の住民の代表
- （4）京都府職員
- （5）関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者等

2 委員は、非常勤とする。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
  - （2）副 会 長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

（役員職務）

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

( 関係職員等の出席 )

第 7 条 協議会は、必要に応じて関係市町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

( 幹事会及び専門部会 )

第 8 条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第 2 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第 9 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、宇治市宇治琵琶 3 3 番地宇治市役所内に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費の負担等 )

第 10 条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、関係市町が負担するものとし、その負担額は、会議において決定する。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度と同様とする。

( 監査 )

第 11 条 協議会に監査委員 2 人を置き、会長が委員のうちから会議に諮って選任する。

2 監査委員は、協議会の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 報酬及び費用弁償 )

第 12 条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

( その他の財務に関する事項 )

第 13 条 この規約に定めがある場合を除くほか、協議会の財務に関しては、会長の属する市又は町の財務に関する手続きの例による。

( 解散の場合の措置 )

第 1 4 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

( 補則 )

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 8 年 7 月 1 0 日から施行する。

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会役員の選出について

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会監査委員の選任について

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会規程（案）

## （趣旨）

第1条 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約（以下「規約」という。）

第8条第3項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会（以下「幹事会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第2条 幹事会は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項に関する協議又は調整を行う。

2 前項の事務のほか、合併に関して必要となる事項の協議又は調整を行う。

## （幹事）

第3条 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

## （組織）

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置くものとし、幹事の互選により選任する。

3 幹事長は、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

## （会議）

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議を総理し、会議の議長となる。

## （専門部会への協力）

第6条 幹事会は、規約第8条第2項の規定により専門部会が設置された場合は、これを支援し、合併に関する円滑な事務遂行に協力するものとする。

## （関係者の出席）

第7条 幹事会は、必要に応じて当該事案に関する専門的、技術的職員等の出席を求めることができる。

## （報告）

第8条 幹事長は、必要に応じて幹事会の協議経過及び結果等について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、事務局において所掌する。

(委任)

第10条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

別表(第3条関係)

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会幹事

宇治市	城陽市	宇治田原町	井手町	京都府
政策室長	行財政改革推進部次長	行革・計画推進室長	企画財政課長	京都府山城広域振興局企画振興室長

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会専門部会規程（案）

## （趣旨）

第1条 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約（以下「規約」という。）

第8条第3項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第2条 専門部会は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会規程第2条各項のうち専門的事項についての調査及び研究を行う。

## （部会員）

第3条 部会員は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会（以下「幹事会」という。）において選任した者をもって充てる。

## （組織）

第4条 専門部会は、部会員をもって組織する。

- 2 専門部会に委員長及び副委員長を置くものとし、部会員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## （会議）

第5条 専門部会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

## （関係者の出席）

第6条 専門部会は、必要に応じて当該事案に関する専門的、技術的職員等の出席を求めることができる。

## （報告）

第7条 委員長は、第5条第1項の会議を開催した場合は、その結果を幹事会の幹事長に報告するものとする。

## （庶務）

第8条 専門部会の庶務は、事務局において所掌する。

## （委任）

第9条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第9条第4項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事。
- （2）協議会の協議資料の作成に関する事。
- （3）協議会の広報及び広聴に関する事。
- （4）協議会の庶務に関する事。
- （5）その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に班を置くことができる。

（職員）

第4条 事務局に、次に掲げる職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）その他の職員

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務に従事する。

（会長の決裁事項）

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- （1）協議会の運営に関する基本方針に関する事。
- （2）協議会に提案する事案に関する事。
- （3）協議会の予算及び決算の調製に関する事。
- （4）規程等の制定改廃に関する事。
- （5）その他会長が特に重要であると認める事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、前条各号に掲げる会長の決裁事項以外の事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の収受、配布、発送、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな型、書体、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与等については、当該職員の属する団体の負担とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

別表(第9条第1項関係)

公印の名称	ひな型	寸法 (mm)	用途
宇治・城陽・ 宇治田原・ 井手合併 任意協議会 会長之印	略	24×24	会長名をもって発 する文書用

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員（以下「委員」という。）の過半数の賛同があったときは、公開しないことができるものとする。

（公平及び公正な協議の推進）

第3条 会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長の責務）

第4条 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会の議長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

（委員の責務）

第5条 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第6条 会議の開会及び閉会は議長が宣言する。

（議事の進行）

第7条 議事は、出席委員の過半数の賛同をもって進めるものとする。

（会議の傍聴）

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（会議録）

第9条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製し、宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町（以下「関係市町」という。）に送付するものとする。

（1）開催日時及び場所

（2）出席委員等の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）その他議長が必要と認めた事項

( 会議録等の公開 )

第 10 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、第 2 条ただし書きの規定による会議の会議録は、公開しないものとする。

2 公開は、関係市町がそれぞれ定める方法により行うものとする。

( 規律 )

第 11 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

( 傍聴人への資料提供 )

第 12 条 会議資料は、申し出があった傍聴人に対して配布するものとする。

( その他必要な事項 )

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議傍聴に関する要綱 (案)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議運営に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

### (傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議開催予定時刻の15分前において傍聴希望者が、すでに会場における適正人員を超えているときは、くじ引きで傍聴人を決する。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器及び棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) ハチマキ、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は会議を妨害になるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は会議の録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員等の  
報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第12条第2項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬及び費用弁償の額）

第2条 委員等には、宇治市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例23号）（以下「条例」という。）に定める額の報酬を支給する。ただし、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第3条第1項第1号及び第4号委員についてはこれを支給しない。

2 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第3条第1項第5号委員が協議会の会議に出席した場合には、費用弁償として条例に定める旅費額に相当する額を支給する。（ただし、日当は支給しない。）

3 委員等が職務のため旅行をする場合には、費用弁償として条例に定める旅費額に相当する額を支給する。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事等の  
旅費に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会の幹事及び事務局の職員（以下「幹事等」という。）が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、事務に従事する場合の旅費について必要な事項を定めるものとする。

（旅費の支給）

第2条 幹事等が職務のための旅行をする場合には、宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号）（以下「条例」という。）に定める旅費を支給する。

2 旅行の命令、旅費の計算等必要な事項は、条例を準用する。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会  
平成18年度 事業計画（案）

1 新都市建設基本構想案の策定

宇治市・城陽市・宇治田原町・井手町が合併した場合における新都市建設基本構想案を別添要領のとおり策定する。

2 住民意向調査の実施

新都市建設基本構想案などを示す中で、住民意向調査を実施する。

3 住民への積極的な情報発信

住民に対する情報提供の重要性から、合併についての本協議会における協議内容等の情報を関係市町の広報紙等を活用して積極的に情報発信を行う。

4 先進事例の調査研究

合併問題を検討するため、他団体における先進事例などの調査・研究活動を行う。

5 協議会、幹事会等の開催

本協議会の所管事項を円滑かつ迅速に処理するため、関係市町の連携と協調のもと、随時協議会、幹事会などを開催する。

6 その他（協議調整活動）

その他必要に応じて、関係機関との協議・調整等を図る。

別 添

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会 新都市建設基本構想案の策定について

### 新都市建設基本構想案の概要

#### 新都市の概況

関係市町の現況と合併した場合の人口・世帯、産業の動向をはじめとする概況をまとめる。

#### 土地利用構想の策定

新都市における土地利用構想案の策定にあたっては、関係市町それぞれの総合計画、国及び京都府等の関連計画と整合を図る。

#### 財政計画等のシミュレーション

関係市町が合併した場合における財政計画等のシミュレーションを行う。

#### 合併のメリット・デメリット

関係市町が合併した場合におけるメリットとデメリットを検討する。

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会

平成18年度 予 算(案)

## 1. 歳 入

[ 単位：千円 ]

款	項	目	予 算 額	節		説 明	
				区 分	金 額		
1. 分担金	1. 分担金	1. 分担金	10,240	1. 各市町分担金	10,240	宇治市	3,325
						城陽市	4,028
						宇治田原町	1,467
						井手町	1,420
2. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	5	1. 預金収入	5		
計			10,245		10,245		

## 1 - 2 . 分担金内訳

市町名	項目	平成18年度 分担金 (千円)	計算値分担金 (千円)	分担金内訳		構成比(%)		人 口 (平成16年10月1日) (人)
				均等割 (千円) [30%]	人口割 (千円) [70%]	均等割(%)	人口割(%)	
宇 治 市		3,325	7,825	1,105	6,720	25.00	65.12	189,755
城 陽 市		4,028	4,028	1,105	2,923	25.00	28.32	82,518
宇治田原町		1,467	1,467	1,105	362	25.00	3.51	10,232
井 手 町		1,420	1,420	1,105	315	25.00	3.05	8,901
合 計		10,240	14,740	4,420	10,320	100.00	100.00	291,406

\* 市町分担金の実際総額は事務経費10,245千円から諸収入5千円を引いた10,240千円とする。

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会事務局の事務専任職員(課長級)の人件費を9,000千円と算定し、半額の4,500千円を宇治市が負担。

残りの4,500千円を宇治市・城陽市・宇治田原町・井手町で分担する。

ただし、人件費部分を宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会において支出することは、地方自治法上不可能であるため、一旦分担金総額を10,240千円+4,500千円=14,740千円として算定、実際総額10,240千円から算定後の城陽市・宇治田原町・井手町分を確定金額として控除した金額3,325千円を宇治市分担金とする。

\* 市町分担金人口割の根拠となる人口については、京都府推計人口の平成16年10月1日現在を使用する。

## 2. 歳 出

[ 単位 : 千円 ]

款	項	目	予 算 額	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事務費	1. 会議費	1. 会議費	1, 1 4 1	報酬	1, 0 6 0	委員報酬
				旅費	4 6	委員費用弁償
				需用費	3 5	食糧費等
	2. 事務局費	1. 事務局費	2, 4 7 5	需用費	4 1 2	消耗品、図書購入費等
				役務費	7 0	通信運搬費
使用料及び賃借料				3 4 0	事務機器借上料等	
負担金補助及び 交付金				1, 6 5 3	非常勤嘱託職員雇用負担金	
2. 事業費	1. 調査研究費	1. 調査研究費	6, 5 2 9	旅費	2 2 9	他府県調査等旅費
				委託料	6, 3 0 0	新都市建設基本構想策定・住民意向調査委託料
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	1 0 0	予備費	1 0 0	
計			1 0, 2 4 5		1 0, 2 4 5	

# 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
宇 治 市	くぼた いさむ 久保田 勇	宇治市長
	たか はし ひさ お 高橋 尚 男	宇治市議会議長
	なか がわ けい じ 中川 恵 次	宇治商工会議所会頭
	まつ もと はつ え 松本 初 枝	宇治市女性の会連絡協議会会長
城 陽 市	はし もと あき お 橋本 昭 男	城陽市長
	の むら しゅう ぞう 野村 修 三	城陽市議会議長
	ほり い じん いつ 堀井 甚 逸	城陽商工会議所会頭
	さわ だ さとし 澤田 哲	城陽環境パートナーシップ会議会長
宇治田原町	おく だ みつ はる 奥田 光 治	宇治田原町長
	つる かわ こう じ 弦川 孝 治	宇治田原町議会議長
	よね だ こう いち 米田 耕 一	宇治田原町商工会会長
	たに むら みのる 谷村 稔	宇治田原町区長会会長
井 手 町	しお み あき お 汐見 明 男	井手町長
	お がわ こう いち 小川 幸 一	井手町議会議長
	おく むら やす ひこ 奥村 康 彦	井手町商工会会長
	あ つじ よし こ 阿辻 好 子	井手町まちづくり協議会小町会会長
京 都 府	ち うえ すすむ 地 上 進	京都府山城広域振興局局長
学識経験者	いわ さき やす のり 岩崎 恭 典	四日市大学教授
	ま やま たつ し 真山 達 志	同志社大学教授